

福岡県障がい者110番

相談は無料です。



秘密厳守

(092)584-6110

障がいを持つ相談員がお話をうかがいます。

■障がい者 110 番とは？

「障がい者 110 番」とは、障がいのある方やそのご家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・法律問題など各種の心配事を、電話、FAX 又は来所により相談をお受けする相談窓口です。

誰でも相談できますか？

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方、または親兄弟、親族、関係者の方が、障がい者ご本人に関わる問題でお困りの場合に相談できます。

こんな問題でお困りの方、ご相談に応じます。

- 生命、身体に対する侵害
- 財産に対する侵害
- 財産管理、相続関係
- 障がい年金等
- 金融、消費、契約等
- 雇用、勤務条件関係
- 家族、隣人、職場、施設での人間関係など



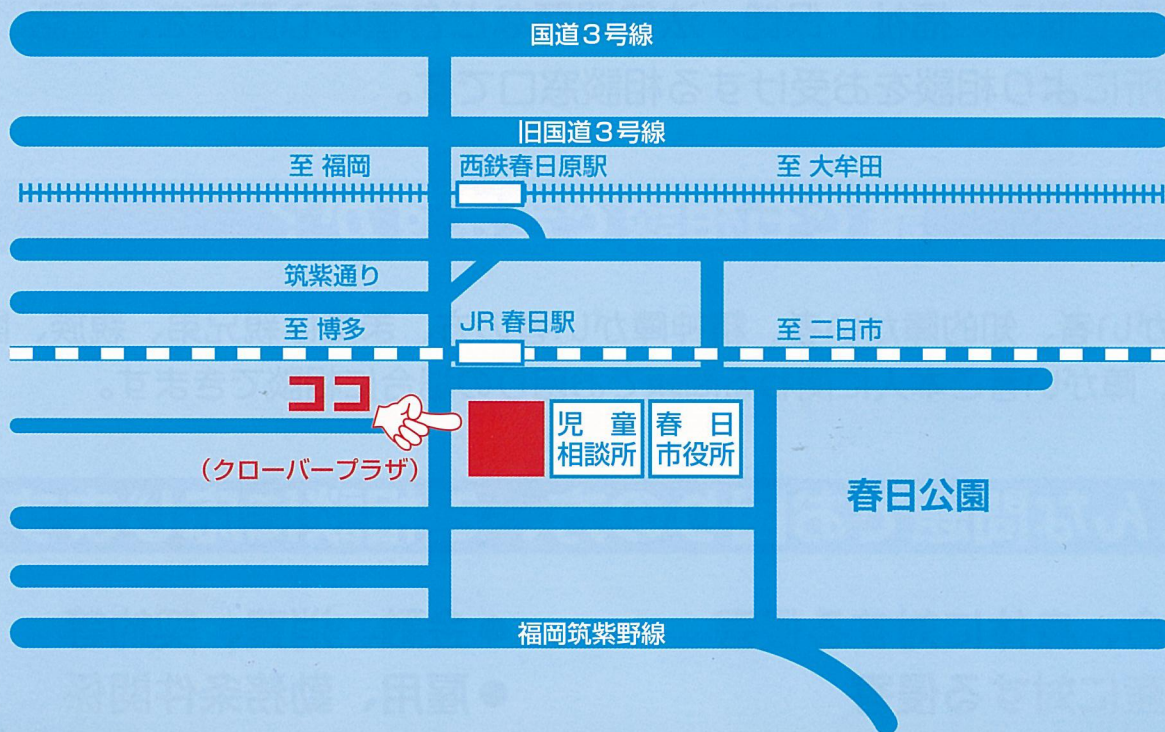
まずはお電話ください。

相談は無料です。

電話 FAX (092)584-6110

障がい者 110 番から必要な場合は
“専門相談” をご紹介いたします。

相談の種類	相談員	相談日	相談時間	備考
一般相談	相談員	月曜日 ～金曜日	9:00～17:00	土日・祝日・年末年始・お盆は休みです。
専門相談	法律相談 弁護士	第2・第4 水曜日	13:00～15:00	
	年金相談等 社会保険労務士	第1・第3 金曜日	13:00～15:00	



公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟6階